

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3129号)

令和6年11月21日

横 情 審 答 申 第 3 1 2 9 号

令 和 6 年 1 1 月 2 1 日

横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年5月16日こ中児第324号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市北部児童相談所において「ある行為が民法第822条の規定による懲戒に含まれるかは、それが児の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある」ことについて記載している内規、マニュアルその他一切の行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市北部児童相談所において「ある行為が民法第822条の規定による懲戒に含まれるかは、それが児の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある」ことについて記載している内規、マニュアルその他一切の行政文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年3月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号。以下「改正法」という。）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第822条の規定による懲戒（以下「懲戒」という。）の判断は、児童相談所の役割とはされていないため、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書が存在する可能性があることから、本件処分を取り消し、開示するよう求める。

- (2) 令和4年3月7日付こ北児第2173号個人情報一部開示決定は、こども青少年局北部児童相談所が「ある行為が懲戒に含まれるかは、それが子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断」していたことを前提とするものであり、児童相談所は懲戒について判断する機関ではないという実施機関の説明と矛盾している。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている行政機関である。その業務は同法第12条で、その役割は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）で定められている。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、ある行為が懲戒に該当するか否かの判断に係る市の内規等の行政文書である。

- (4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

児童虐待に該当するかどうかは、児童虐待防止法に基づき、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して判断するものであり、懲戒の判断に係るマニュアル等がなければその判断ができないものではないし、現にマニュアルや内規等には当該判断に係る記述はない。

イ 当審査会が確認したところ、児童相談所のマニュアル及び内規には、懲戒の判断に係る記載は確認できなかった。また、改正法による改正前の児童虐待防止法第14条は、児童に体罰を加えること及び必要な範囲を超えた懲戒を、ともに禁止しているのであるから、児童虐待に該当するかどうかの総合判断に当たって、懲戒の判断に係るマニュアル等が必須という関係は認められない。したがって、本件審査請求文書は存在しないという実施機関の説明は首肯できる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 5 月 16 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 9 月 19 日 (第307回第三部会)	・審議
令和 6 年 10 月 17 日 (第308回第三部会)	・審議